

長島町教育振興基本計画

(令和7年度～令和11年度)



令和7年3月

長島町教育委員会

目 次

はじめに	1
第1章 基本計画作成の趣旨	
1 計画查定の趣旨	2
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	3
第2章 教育を取り巻く現状	
1 教育を取り巻く社会変化	4
2 国・県の動向	4
第3章 基本目標	6
第4章 10年間に取り組む施策	
1 本町教育の取組における視点	8
2 本町教育施策の方向性	9
第5章 今後5年間に取り組む施策	
1 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進	12
2 社会で自立する力を育む教育の推進	15
3 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進	17
4 地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進	19
5 生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興	20
資料編	
長島町教育振興基本計画検討委員会設置要項	26
長島町教育振興基本計画検討委員会委員等名簿	27
用語解説	28

はじめに

長島町では、平成27年3月に「長島町教育振興基本計画」を策定し、目標達成のために取り組む施策を掲げ、長島町教育委員会においては、町政振興の基本理念である「夢と活力があり、住民一人ひとりを大切にする福祉のまちづくり」を踏まえ、「ふるさとを愛し、心豊かでたくましい人づくり」を基本目標として、心身ともに健康で、主体性、創造性、協調性を備え、社会に寄与するたくましい町民の育成を目指して、活力ある教育・文化の振興に取り組んできました。

これから社会が大きな変革期を迎える中であって、子供のみならず、町民一人一人が、それぞれの夢や希望を持ち、その実現に向けて、意欲を持って挑戦できる環境を整えていくことはますます重要であると考えられます。

そのために、豊かな自然の中で町全体が活気にあふれ、一人一人の個性が輝き、可能性を最大限に発揮することを目指し、長島の持つよき伝統や教育的風土を生かした教育及び生涯学習の推進を図り、時代を超えて変わらない価値のあるものを大切にするとともに、国際化、少子高齢化、高度情報化など社会の変化に的確かつ柔軟に対応する教育を推進する必要があります。

その推進にあたっては、学校・家庭・地域・行政がそれぞれの役割を果たし、より一層の連携を図りながら、特色ある開かれた学校の創造を進めつつ、あいさつ運動や豊かな体験活動等を通して、知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備える子供たちの育成に努めます。特に学校教育においては、「誰もが幸せや豊かさを感じられる未来を創る人づくり」を基本目標とし、「主体的に考え行動する力を備え、未来の社会の創り手となる人材育成」、「伝統や風土を生かし幸せや生きがいを感じることのできる教育環境づくり」を掲げ、子供たちの育成を目指します。

併せて、町民が一体となった生涯学習・スポーツ・文化の創造をめざし、生涯を通じて学習の機会を得て、潤いのある充実した人生を送ることができるよう生涯学習の推進に努めます。「長島町教育振興基本計画」では、前期5年間で取り組む施策を掲げました。目標達成のために町教育委員会におきましては、この計画に基づき、学校、家庭、地域等との連携を深めながら、計画の着実な推進に努めます。

令和7年3月

長島町教育委員会

第1章 基本計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

本町においては、少子高齢社会の進行、町民の日常生活圏の拡大、地球環境問題の深刻化、高度情報化の進展、新型コロナウイルス感染症の拡大、デジタル化の進展など、社会情勢が大きく変化し、これらへの対応が重要になってきました。このような中、核家族化が進行し、近隣住民間の連帯意識の希薄化、世代間交流の減少がみられ、家庭や地域において心身の健全な成長を促す教育力が十分に発揮できているとは言い難い状況にあります。

また、社会情勢の急速な変化を背景に、限られた財源の中で、高度化・多様化する町民のニーズにこたえるためには、健全な行財政運営を図るとともに、行政と町民がお互いに連携・協力して行動する住民参画と協働によるまちづくりを推進することが、より強く求められるなど、自己決定・自己責任を基本とする地方分権を踏まえた行政施策の展開が必要となってきます。

その中で、教育分野の施策目標を達成していくためには、おおむね10年後を見据えた中長期的な観点で諸施策を体系的かつ効率的に展開していく必要があることから、「長島町教育振興基本計画」を策定することとしました。この計画に基づいて、学校・家庭・地域・行政が連携・協力し、お互いの力を結集して、新しい時代に対応した長島町の教育の推進に向けて取り組んでいきたいと考えています。

2 計画の位置付け

この計画は、本町の特色ある教育を実現するための指針とし、計画の体系は、本町教育行政の「基本目標」、将来像を示した「基本理念」と基本理念の具現化のための具体的に示した「取り組む施策」で構成します。また、前期5年間は、令和5年6月に示された国の第4期教育振興基本計画、並びに令和6年2月に示された鹿児島県教育振興基本計画の趣旨を踏まえ、本町の教育行政を体系的かつ効率的に推進していくための基本となる計画でもあります。

(1) 施策の基本的方向

【施策の基本的方向（前期：5年間）】令和7年度～

- ① 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

- ② 社会で自立する力を育む教育の推進
- ③ 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進
- ④ 地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進
- ⑤ 生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興

【特に重点的に取り組むべき事項】

- ① 道徳教育の充実、生徒指導の充実、人権教育の充実、読書活動の推進、保健体育及び安全教育の充実
- ② 学習指導の充実と学力の向上、特別支援教育の充実、キャリア教育及び進路指導の充実、幼児教育の充実、情報教育の充実、連携型の小中一貫教育・施設一体型の小中一貫教育の推進
- ③ 学校経営の充実、教員一人一人の資質の向上
- ④ 家庭・保・幼・小・地域との連携、家庭教育の充実、家庭・地域における読書活動の推進
- ⑤ 生涯学習活動の充実、生涯学習指導者の人材の確保・育成、生涯スポーツの推進・競技力向上の推進、社会体育指導体制の充実、社会体育施設・設備とその活用、青少年教育の充実、社会教育関係団体の育成、文化財の保存・活用、芸術・文化活動の推進、文化施設の機能維持と活用

3 計画期間

この計画の期間は、令和7年度から令和16年度までとします。

ただし、町の方針や社会情勢の変化などに柔軟に対応していくために、計画期間中であっても必要に応じて計画を見直します。

なお、10年間を令和7年度から令和11年度までの5年間と令和12年度から令和16年度までの5年間を前期・後期に分け、今回は前期の5年間に、総合的かつ計画的に取り組むべき施策を策定しています。

第2章 教育を取り巻く現状

1 教育を取り巻く社会変化

近年、少子高齢化、高度情報化、国際化等が急速に進む中で、社会保障、環境問題、経済の活力の維持、地域間の格差の広がり、世代をまたがる社会的・経済的格差の固定化への懸念、社会における安全・安心の確保等の様々な課題が生じています。

また、進展する少子化問題や経済的な豊かさの実現など社会が成熟化する中で、家庭や地域の教育力の問題や、個人が明確な目的意識を持ったり、何かに意欲的に取り組んだりすることが以前よりも難しくなりつつあることが指摘されており、社会経済情勢の変化に的確に対応した教育が求められています。

家庭においては、教育力に課題が見られ、様々な悩みやストレスを抱える子供が増加し、いじめや非行などの問題行動が深刻化するとともに、インターネット上には有害な情報があふれ、子供が巻き込まれる事件や事故が多発するなど、子供の安全・安心をどのように確保していくかも課題となっています。

生涯学習の面においては、たくましく人生を切り開いていくため、自らの内面を磨き、社会に参画する意欲を高め、人々が生涯にわたって学習することのできる環境づくりが求められています。

さらに、地方分権の進展により、教育の分野においても自治体の責任と権限が拡大しており、地域の実情、町民のニーズに応じた特色ある教育の推進が必要とされています。

2 国・県の動向

(1) 国の動向

平成18年12月、制定から約60年を経て教育基本法が改正されました。この改正教育基本法において、教育改革を実効あるものとするためには、国の教育の目指すべき姿を国民に明確に提示し、その実現に向けて具体的に教育を振興していく道筋を明らかにすることが重要であるとの観点から、同法第17条第1項において教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が基本的な計画を定めることが規定され、政府は平成20年7月に「教育振興基本計画」、平成25年6月に第2期「教育振興基本計画」、平成30年6月には第3期「教育振興基本計画」が策定され、また、令和5年6月に第4期「教育振興基本計画」を閣議決定し、国の総括的な基本方針として、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイング」の向上を掲げる。両者は、今後我が国が目指すべき社会及び個人の在り様と

して重要な概念であり、これらの相互循環的な実現に向けた取り組みが進められるよう、2040年以降の社会の変化を見据えた教育施策の在り方を示しました。

この教育振興基本計画は、教育基本法に示された教育の理念の実現に向けて、目指すべき教育の姿を明らかにするとともに、今後5年間に取り組むべき施策を総合的かつ計画的に推進するためのものです。

(2) 県の動向

県は、本県の実情に応じた教育振興のための施策に関する基本的な計画として、平成21年2月に鹿児島県教育振興基本計画を、また、平成26年2月に第2期「鹿児島県教育振興基本計画」、平成31年度に第3期「鹿児島県教育振興基本計画」を策定し、その計画に基づき総合的かつ計画的に取り組みを進めてきたところです。県としては、計画の最終年度を迎え、社会情勢の変化に対応するとともに、国の新たな第4期教育振興基本計画の内容を参酌し、かごしま未来創造ビジョン（改訂版）や教育委員会の事務の点検・評価等を踏まえながら、令和6年度からの第4期「鹿児島県教育振興基本計画」を策定しました。

【県教育の取組における視点】

- 1 時代を超えて変わらない価値のあるものの尊重
- 2 社会の変化を乗り越え、未来の社会の創り手となる資質・能力の育成
- 3 生涯を通じて一人一人が幸せや生きがいを感じることでできる教育環境づくり
- 4 学校・家庭・地域・企業等の積極的な連携・協働
- 5 郷土の教育的な伝統や風土の活用と未来への継承
- 6 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

【県教育施策の方向性（今後5年間）】

- I お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進
- II 未来の社会の創り手となる資質・能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進
- III 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進
- IV 地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進
- V 生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興

第3章 基本目標

基本目標 誰もが幸せや豊かさを感じられる未来を創る人づくり

1 教育行政の基本理念

郷土の歴史に培われた貴重な地域文化資源を掘り起こし、その資源を継承し、ネットワーク化することを通して、ふるさとを愛し、心豊かでたくましい人づくりの理念のもと、生涯学習の観点に立った積極的な学習支援と教育環境の整備を図り、心豊かで心身ともに健全な町民の育成を目的とした施策を推進します。

また、まちづくりの拠点である公民館活動においては、地域の伝統・文化などの伝承活動や地域コミュニティの活性化を支援します。

そのためには、豊かな知識と経験をもった高齢者や、ボランティア団体などの各種団体、NPO等の人材の有効活用を図ります。学校教育においては、生涯学習の基礎を培う観点から、子供たちの個性を生かし、生きる力を育成するとともに、安全・安心な教育環境の整備と地域に開かれた学校づくりに努め、町民全体で幼児から高齢者まで「いつでも・どこでも・だれでも・いつまでも」学習できる体制を充実します。

また、高速交通網の整備に伴い、豊かな自然環境や地域資源を生かして、他市町村との地域間交流を促進します。

基本理念Ⅰ 主体的に考え行動する力を備え、未来の社会の創り手となる人材育成

国際化、高度情報化、少子高齢社会の進行や経済不況、環境問題の深刻化など、変化の激しい予測不能な今後の社会を生き抜く上で、最も必要な資質は、変化を先取りし、変化に的確かつ柔軟に対応できる主体性や創造性、地球規模の視野に立って考え、行動できる国際性の育成が不可欠です。そして、社会の存続・維持発展を図り、よりよい社会を形成する上で、自他の調和を図りながら、たくましく生きる豊かな心や人間性が求められます。このようなことから、子供たちの個性や可能性を生かし、今日の社会問題や課題を自らの

力でよりよく解決できる資質や能力を育成することを目指して学校教育活動を展開していきます。

また、町民一人一人が生涯を通じて、自ら学び、知識・技能の習得や生きがいづくり・健康づくりを行う中で、自己実現を図ることにより豊かな人生を創造し、町の発展を支えていくことを支援していきます。そして、そのことが、「進んで学び文化の薫り高いまちづくり」につながるものであると考えます。

基本理念Ⅱ 伝統や風土を生かし幸せや生きがいを感じることでできる教育環境づくり

少子高齢化・過疎化が進行する現代では、地域づくりの担い手の減少や地域の活力の衰退が懸念されており、今後、地域社会の課題を自分自身のこととして、積極的に参画することが求められます。

このようなことを踏まえ、ふるさと「長島町」の豊かな自然、地域に深く根付いた歴史や伝統、町民の主体的な活動などを教育資源ととらえ、それらを生かしながら、知・徳・体の調和を図る教育の立場から、幼児教育から学校教育、さらには社会教育まで、生涯学習の観点に立って一貫した教育活動を展開することにより、未来を切り開いていく人間力を培っていきます。

また、学習活動によって高められた知識や構築されたネットワークにより、地域や社会に活動の場が広がることによって町の活性化が図られ、長期的な発展を支える基盤になると考えています。

そして、そのことが「郷土・長島のもつよき伝統や教育的風土を生かした、教育・生涯学習の推進」づくりにつながるものであると考えています。

第4章 10年間に取り組む施策

1 本町教育の取組における視点

(1) 時代を超えて変わらない価値のあるものの尊重

個人の尊厳、自立心と責任感、他人を思いやる心、公共の精神、規範意識、伝統や文化を大切に作る心、幅広い教養や健やかな体などの豊かな人間性は、いつの時代の教育でも大切に育てていかなければならないものであり、取組の推進に当たって重要視されるものです。

(2) 社会の変化を乗り越え、未来の社会の創り手となる資質・能力の育成

これからの時代は、社会の変化にいかに対処していくかという受け身の観点に立つのであれば難しい時代になると言われています。社会の変化を前向きに受け止め、デジタル化が進展する中であっても、人間独自の感性を働かせて、社会や人生、生活をより豊かなものにする必要があります。そのためには、一人一人が自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、未来の社会の創り手になる事ができるよう、その資質・能力を育成していきます。

(3) 生涯を通じて一人一人が幸せや生きがいを感じることでできる教育環境づくり

早寝・早起き等、基本的な生活習慣をいかにして、身に付けさせていくのかということは、社会に出てから一番先に求められることです。また、社会的な規範意識をしっかりともち、それにしがたって行動することができるようになることは、社会人として当然のことです。そのような心の育成を学校・家庭・地域が一体となって取り組み、子供一人一人にもれなく力を付けさせていきたいと考えています。特に、家庭や地域の教育力の向上を意図しながら、三者が一体となり、町を挙げて未来の長島を担う子供を育成したいと考えています。

(4) 学校・家庭・地域等の積極的な連携・協働

近年、人間関係が希薄になってきているといわれています。その結果、子供同士のつながりも希薄になり、いじめ等に見られるような社会問題が後を

絶ちません。本町の中学生は、卒業後ほとんどが町外の高等学校に進学していきます。子供たちには、くじけそうになったときも、共に助け合いながら、自己実現のために進んでほしいと願っています。また、他者のことを思いやり、温かい心をもって他者に接することができることは、社会生活を豊かに送るためには必要不可欠なことです。

また、町民同士が、生涯学習の機会を通して、地域住民や保護者同士が、子育てや様々な共通の話題を語り合うなど、豊かな人間関係を深めていけるような潤いに満ちた場を提供していきたいと考えています。

(5) 郷土の教育的な伝統や風土の活用と未来への継承

本町には、教育を大事にする伝統や精神が脈々と継承されています。特に豊かな自然、地域に根ざした個性ある文化、全国に誇れる農林水産業等の産物など教育的資源が豊富であり、地域全体で子供たちを育てるといった伝統的な教育力も残っています。これらを有効活用するとともに、未来への継承を図ります。

(6) 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

デジタル化には、第1段階で紙の書類をデジタル化する等の「デジタルイゼーション」、第2段階で業務方法のデジタル化する等の「デジタルライゼーション」、第3段階でデジタル化により業務・組織を変革することを目指す「デジタルトランスフォーメーション」があります。

教育分野においては、GIGAスクール構想による1人1台端末の実現をはじめICT環境整備が進展してきたところです。これにより第1段階の準備は整い、今後第2段階への意向を着実に進め、ICTを効果的に活用した探究的な学び等が、どこでも学習できる第3段階を目指します。

2 本町教育施策の方向性

(1) 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

今日の教育においては、自ら考え、主体的に行動し、社会の変化に適切に対応できる資質や能力の育成が重視され、学校における創造的で主体的な取組が期待されています。一方、物質的な豊かさの反面、いじめや不登校等が増加し、心の教育の充実が課題となっており、学校、家庭、地域社会が一体となった取組が望まれています。

このような情勢を踏まえ、将来を担う子供たちの個性や能力を高め、「生きる力」を育むため、基礎学力の充実を図るとともに、地域の特性を生かした特色ある学校づくりを推進し、知育・徳育・体育のバランスのとれた自立教育を実践します。

(2) 社会で自立する力を育む教育の推進

子供たちが、基礎・基本を確実に身に付けるとともに、自ら学び・考え、主体的に判断・行動し、将来にわたる人間としての健全な発達や社会の変化に主体的に対応する能力を育成する基礎となるもので、人間形成の基礎を培う観点から重要です。

また、郷土のもつ良き教育的風土や伝統を生かし、心の教育を中核に据え、家庭や地域の教育力を高め、子供たち一人一人の健全育成や心身ともに健康で主体性・創造性をもち、郷土の発展に寄与する町民の育成と、自立や社会参画に向けて障害の状態や教育的ニーズに応じる特別支援教育を推進します。

(3) 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進

学校において、それぞれの教育目標が達成されるためには、地方創生の観点から、「次世代の学校」として、学校と地域が連携・協働し、学校を核として地域を活性化していくことが不可欠であるとの考えから、「地域とともにある学校」づくりが求められています。

さらに、学校づくりの推進に当たっては、校長のリーダーシップの下、学校における働き方改革の推進や教職員の更なる資質向上、安心・安全な環境づくりにも取り組みます。

(4) 地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進

保護者が子供の手本となることや家族ぐるみで地域の人とのつながりをもつことなど、子育てに関する保護者の責任と家庭教育の重要性について、PTAや家庭教育学級、園便り、学校便り等で働きかけることを通して、改めて学校・家庭・地域において共通認識を図ります。そして、それぞれの果たすべき役割を明確し、相互に補完し合うことで、家庭の教育力の充実やそれを支える地域の教育力の向上を目指します。

(5) 生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興

生涯を通して、自己実現を目指して学習を継続し、生きがいのある生活を

送り、充実した人生を過ごしたいという町民の欲求が高まっています。町民一人一人の学び方、学習内容に応じた「いつでも・どこでも・だれでも・いつまでも」学習できる支援体制を確立するため、図書館、文化ホール、歴史民俗資料館など生涯学習施設の活用や機能強化に努めるとともに、指導者の育成や講座開設など生涯学習施策の総合的な展開充実に努めます。

また、町民一人一人が、日常生活の中で生涯にわたり、それぞれの能力、目的に応じて、多様なスポーツ・レクリエーション活動を行うことができるよう、活動の拠点となる施設の整備・充実、スポーツ教室や各種大会の開催、競技団体等の組織の充実及び指導体制の確立に努めます。

本町は、歴史のまちとして、文化財等に恵まれており、鹿児島県指定文化財の「指江古墳群」をはじめ、数多くの有形・無形の文化遺産や伝統文化が存在しています。これらの文化財等を保存、活用し、歴史と文化が薫るまちづくりを推進します。

第5章 今後5年間に取り組む施策

1 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

(1) 道徳教育の充実

特別の教科「道徳」の時間の充実並びに全教育活動を通じた道徳教育を推進することを共通理解し、研修会等の充実に努めるとともに、家庭、地域との連携を深め、道徳的実践を促します。

<具体的な施策>

- ◎ 考え議論する道徳教育の実践、並びに子供たち及び地域の実態に応じた適切な全体計画の作成
- ◎ 学級における指導計画の作成及び道徳指導の充実
- ◎ 地域人材の積極的な活用（人材バンク登録の整備等）
- ◎ 「生命尊重に関する教育」の全体計画の作成及び発達段階に応じた生と死を学ぶ教育の推進
- ◎ ボランティア活動や勤労体験、自然体験など道徳性を高める体験充実
- ◎ 家庭・地域との連携を深めることによる道徳的活動の実践化の推進
- ◎ 特別の教科「道徳」の時間を要として、学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実・改善
- ◎ 今後の動向に留意した道徳教育の充実・改善

(2) 生徒指導の充実

指導体制を確立し、全職員の共通理解による一貫性のある指導を実践しながら、基本的なしつけを徹底し、規範意識をもたせるとともに、いじめや暴力を許さない、正しい行動のとれる子供たちを育成します。また、SNS、インターネットなど情報モラル向上等についても含めて家庭や関係機関等と連携して、いじめ、不登校の子供の早期発見や校外生活指導の充実強化を図ります。

<具体的な施策>

- ◎ 生徒指導提要（R4.12改訂）の理念に基づく発達支持的生徒指導の推進
- ◎ 「魅力ある学校づくり」の推進と、全ての子供たちを対象とした不登校の未然防止の取組の充実
- ◎ 一人一人に寄り添い、自己有用感や自立心を育む指導
- ◎ 全職員及び関係機関が一体となった生徒指導の徹底
- ◎ 職員、保護者、児童会・生徒会、地域が一体となった「笑顔いっぱいあ

いさつ運動」の推進

- ◎ いじめ問題を考える週間の充実
- ◎ 生徒指導主任等研修会の実施
- ◎ スクールカウンセラー（SC）の活用と・スクールソーシャルワーカー（SSW）の派遣
- ◎ SNS等の問題に関する問題行動等の未然防止及び対策の検討
- ◎ 不登校（傾向）の子供たちへの支援の充実
- ◎ いじめ防止対策推進法の推進
- ◎ 「いじめ対策専門委員会」の開催
- ◎ 「いじめ防止対策連絡協議会」の開催
- ◎ SOSの出し方に関する教育の推進

(3) 人権教育の充実

授業や校内研修会等を通して、同和教育の成果や手法を踏まえた人権教育を推進し、人権尊重の精神に徹し、偏見や差別をなくす意識や実践力をもった子供たちの育成に努めます。

<具体的な施策>

- ◎ 授業を通じた人権意識の高揚
- ◎ 各種研修会の紹介及び参考図書や資料等の紹介・提供
- ◎ 県教委学習資料「なくそう差別 築こう明るい社会」、「仲間づくり」の積極的な活用
- ◎ 人権啓発活動の積極的な推進
- ◎ 男女共同参画の視点による教育活動の推進

(4) 読書活動の推進

学校等の図書資料の充実を図りながら、読書活動を推進し、子供たちの読書環境の整備に努めます。

<具体的な施策>

- ◎ 絵本コーナーや資料の充実
- ◎ 子供の読書習慣の確立と読書指導の充実・推進
- ◎ 家庭・地域との連携による読書活動の推進
- ◎ 全教職員の意識の高揚
- ◎ 学校図書館の整備・充実
- ◎ 町読書活動推進モデル校事業（社会教育課・学校）

(5) 保健体育及び安全教育の充実

子供たちの体格、体力及び運動能力、運動習慣を的確に把握し、子供たちが主体的に改善、向上できるようにするとともに、体育的行事、部活動の充実、競技力の向上を図ります。

また、学年の発達段階に即した性に関する指導や喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の充実・改善に努めます。

子供たちの事故防止については、地域ぐるみの交通安全指導、水難事故防止等に努め、災害、事故、不審者、個人情報流出等を防止するための危機管理マニュアルの整備・充実を図ります。

学校給食を充実させるためには、栄養教諭等の専門性を生かした給食指導、食育の重要性から食に関する指導、さらには、地産地消に基づく郷土の食材を生かした給食献立の工夫に努めます。

また、学校保健安全法の目的に則り、学校における子供たち及び職員の健康増進、安全管理について円滑な実施とその成果の確保に資するとともに、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～への対応に努めます。

<具体的な施策>

- ◎ 体力・運動能力、運動習慣等調査の実施・分析・活用に基づく各学校の体力向上プログラムの実施及び、教科体育の充実
- ◎ 「一校一運動」の推進
- ◎ 「体力アップ！・チャレンジかごしま」の推進
- ◎ 小学校水泳記録会及び陸上記録会の開催
- ◎ 家庭・地域との連携による運動の日常化の推進
- ◎ 実技研修会の計画的な実施による教員の指導力向上
- ◎ 各学校での地域人材や食材を活かした食農体験の実施などによる食育の推進
- ◎ 「食に関するアンケート」などの実施による、朝食摂取率向上等の食習慣の確立
- ◎ 定期健康診断の実施とむし歯予防と治療率の向上
- ◎ フッ化物洗口の実施（全小・中学校 希望者）
- ◎ 養護教諭等研修会の実施
- ◎ 保健主任等研修会の実施
- ◎ 地震・津波、火災などを想定した「避難訓練」、「交通安全教室」、「防犯教室」の実施による安全教育の充実と危険予知訓練（KYT）の推進
- ◎ 「危険箇所、安全マップ」の確認徹底の推進

- ◎ 安全ボランティア（スクールガード、防犯パトロール隊等）と連携強化
- ◎ 健康管理意識の高揚と食育の推進
- ◎ 災害の多様な場を想定した避難訓練の実施
- ◎ 子供たちに対する安全指導の充実
- ◎ 学校における感染症に関する衛生管理マニュアルの対応

2 社会で自立する力を育む教育の推進

(1) 学習指導の充実と学力の向上

学習指導要領に基づき、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視した学習指導に努めます。

「学習者主体の授業」の実現を目指した授業改善や、個に応じた指導等を通して、主体的に学ぶ力の向上を図り、学力向上に努めます。また、読書指導の充実を図り、子供たちの読書習慣の確立に努めます。

また、外国語指導助手の効果的な活用により外国語活動の充実を図るとともに、総合的な学習の時間の推進と幼保、小中学校の連携・充実に努めます。

さらに、G I G Aスクール構想における一人一台情報機器端末（タブレット）を活用した授業づくりの研究を推進してまいります。

<具体的な施策>

- ◎ 本町における学力向上の課題を共通理解し、家庭と連携して学力向上を図る取組の推進
- ◎ 長島町教育研究会の充実
- ◎ ふるさと長島わくわく教育推進プロジェクトの充実
- ◎ 外国語（英語）によるコミュニケーション能力の育成
- ◎ 北薩の授業づくり3ポイントの徹底
- ◎ 「子供が選び・決める」家庭学習の充実の推進
- ◎ 中学校区ごとの授業を通じた小中連携研修会の充実
- ◎ 研究授業の積極的な実施と、子供の姿に着目した校内研修の推進
- ◎ 基礎学力の確実な定着と活用力の向上
- ◎ 分かる授業を通しての子供たちの意欲の育成
- ◎ 一人一台情報機器端末（タブレット）を活用した授業づくりの研究を通じたICT教育の充実

(2) 特別支援教育の充実

子供一人一人の実態をきめ細かに把握し、就学指導委員会等を通して保護

者及び地域住民の理解を深め、適切な就学指導を進めるとともに、町民に対し、障害のある子供たちに対する正しい理解と啓発に努め、通常学級との交流を計画的に推進します。また、特別支援学校等との連携を図り、適切な就学指導を推進します。

<具体的な施策>

- ◎ 長期的な視点に立った校内支援委員会の計画的な運営の推進
- ◎ 子供たち及び保護者の教育相談の実施（特別支援学校連携）
- ◎ 関係専門機関との連携（特別支援教育連携協議会等の開催）
- ◎ 特別支援教育支援員の適正な配置と資質向上に向けた研修会の実施
- ◎ 個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成、移行支援シートの活用、改善及び指導法の工夫
- ◎ 適切な就学指導の推進

(3) キャリア教育及び進路指導の充実

社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力・態度を育成するために幼児期から体系的な取組を進めます。

<具体的な施策>

- ◎ 幼児期においては、夢を抱く活動の促進、小学校では社会性、自主性・自立性、関心・意欲等を養う活動の推進
- ◎ キャリアパスポート（小学1年生～）の活用によるキャリア教育の推進
- ◎ 社会における自らの役割や将来の生き方・働き方等を考え、進路の選択・決定に導く進路指導の充実
- ◎ 各学校での清掃活動の徹底による勤労観の醸成
- ◎ 中学校における職場体験活動等の計画的・積極的な推進
- ◎ 社会的・職業的自立に向けての体系的な取組

(4) 幼児教育の充実

適切な教育課程の編成と実施として、年間指導計画による実践と改善・充実に努めるとともに、問題解決のための具体的研究テーマを設定し、実践研修を進めます。

<具体的な施策>

- ◎ 学びの架け橋プログラム（スタートカリキュラム・アプローチカリキュラム）による小学校への円滑な移行（保・幼・小連携）
- ◎ 指導要領に基づく年間指導計画による実践と改善・充実
- ◎ 体験的活動を充実するなど道徳性の芽生えを培う指導を核とした「心の教育」の推進
- ◎ 幼児一人一人の発達特性に応じた指導の改善・充実

- ◎ 課題解決のための具体的研究テーマを設定した実践的研修の推進
- ◎ 安全指導や交通事故防止指導、安全点検の徹底
- ◎ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい（10の姿）」に基づいた幼児教育の推進

(5) 情報教育の充実

一人一台情報機器端末（タブレット）を活用した授業づくりの推進のため、研修会を実施し、教職員一人一人のコンピュータの活用力を高め、授業の中で積極的にタブレット端末、コンピュータ、インターネットを活用した指導を推進することで、子供たちの情報活用力（コンピュータ・リテラシー）の向上を図ります。

<具体的な施策>

- ◎ G I G Aスクール構想に基づく一人一台情報機器端末（タブレット）を活用した各教科の授業づくりの研究
- ◎ 情報教育機器の積極的な活用による学習指導の充実
- ◎ 校務支援システムの構築と活用
- ◎ 各学校のホームページの作成及び充実
- ◎ 教職員及び子供たちの情報活用能力の育成並びに情報モラルの向上の指導徹底
- ◎ I C T活用研修会の開催

(6) 連携型の小中一貫教育・施設一体型の小中一貫教育の推進

子供たちの自立を促すために、よりよい学習環境の中で、小中学校教員の特性を生かした多様な教育活動の推進に努めます。

<具体的な施策>

- ◎ 小中教員相互の乗り入れ授業及び出前授業の実施
 - ・小中（小中学校教員の特性・専門性を生かした授業）
 - ・小小（小学校専科加配教諭による授業）
 - ・小中（S E T加配教諭による外国科の授業）
- ◎ 小中連携研修会（中学校区における教育研究会）の充実
 - ・校内相互研究授業並びに授業研究会の開催
 - ・中1ギャップの解消を意図した意見交換会の開催

3 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進

(1) 学校経営の充実

校長及び教頭の指導力を高め、秩序ある学校運営を確立するとともに、教

職員の使命感の高揚に努めるとともに、校務分掌を機能させ、学校運営の活性化を図ります。さらに、学校の教育課題を明確にして、全職員で課題解決に取り組むことで、職員間の同僚性を高め、特色と風格ある学校づくりに努めます。

特色ある開かれた学校づくりを推進するため、学校運営協議会の充実を図り、郷土の素材、人材の積極的な活用に努め、郷土に根ざした教育活動を推進します。

学校における働き方改革においては、教育の質の維持・向上を目指し、「学校における業務改善アクションプラン」の推進と校務支援システムの活用を推進します。

<具体的な施策>

- ◎ 校長・教頭研修会の実施による指導力向上及び学校運営の確立
- ◎ 地域に根ざしたふるさと教育の推進
- ◎ 学校運営協議会の充実
- ◎ 学校評価制度（自己評価、学校関係者評価等）を活用した、開かれた学校づくりの推進
- ◎ 郷土教育の充実（「長島検定」の実施・「わたしたちの長島町」の活用）
- ◎ 学校安全の手引き・安全マップの改善による危機管理体制の充実
- ◎ 幼保・小・中の連携推進による学習指導の改善・充実
- ◎ 教育目標の明確な把握と具現化（一校一改善）
- ◎ 学校間交流の活動の積極的な実施
- ◎ 学校における業務改善のアクションプランの実施
- ◎ 夏季休業期間中におけるリフレッシュ・ウィーク、学校閉庁の実施
- ◎ 校務支援システムの活用

(2) 教職員一人一人の資質の向上

教職員としての専門性や職責感を高揚させ、子供一人一人の成長を促す。教師集団を育成するため各種研修会の実施や、育成指導に基づいた研修の奨励に努めます。

また、教職員一人一人が使命感をもち、信頼される学校づくりを推進するための服務規律の厳正な確保に努めます。

<具体的な施策>

- ◎ 地域や児童の実態に即した指導計画の作成等、創意・工夫ある教育課程の編成と実施
- ◎ 授業を通じた校内研修会の推進及び合同研修会における積極的な情報の交換と指導法改善による指導力の向上
- ◎ 町教育研修会の充実

- ◎ 授業改善や補充指導の徹底と学級経営に役立つ具体的・体験的な研修会を実施し、初任者、講師等の指導力の向上
- ◎ ライフステージに応じた経験者研修への支援及びP l a n tの活用
- ◎ 教育センター短期研修受講の推進
- ◎ 地区教育実践集応募の積極的な推進
- ◎ 教員の指導力の向上（校内研修の充実・自主研修会の推奨）
- ◎ 不祥事根絶強調月間（8月・12月）をはじめとした、教員一人一人の心情に応じた指導の徹底

4 地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進

(1) 家庭・保・幼・小・地域との連携

家庭・保育所・幼稚園・小学校・地域との連携を図りながら、保護者会や懇談会等の充実を図り、幼児期からの心の教育に努めます。

<具体的な施策>

- ◎ 保・幼・小との連携による、小1プロブレムの解消及び就学指導の適正化
- ◎ 幼児及び保護者の教育相談の実施（特別支援学校連携）並びに適切な就学指導
- ◎ 幼児期からの家庭教育の重要性について啓発するための保護者会や講演会等の充実
- ◎ 保・幼・小連携研究会の実施
- ◎ 学びの架け橋プログラム（スタートカリキュラム・アプローチカリキュラム）による小学校への円滑な移行（保・幼・小連携）

(2) 家庭教育の充実

居心地の良い明るい家庭づくりと家庭教育の充実のため、幼稚園・保育所・小中学校において子供たちの発達段階に応じた家庭教育支援事業を実施し、保護者としての資質向上や保護者としての役割についての講座等を通して家庭教育の充実を図ります。また、子供たちに規則正しい食生活や生活習慣、本に親しむ習慣を身に付けていきます。

<具体的な施策>

- ◎ 保護者の家庭教育支援促進
- ◎ 「早寝・早起き・朝ごはん運動」の推進
- ◎ 家族の団らんの積極的な時間の設定
- ◎ 教育相談の充実

(3) 家庭・地域における読書活動の推進

子供の読書活動の意義や必要性、保護者の役割を理解できる場を確保、提供し、子ども会や公民館活動などを通して子供と大人の読書環境の整備を図っていきます。

また、町立図書館では、利用者の多様なニーズに応えられるよう、資料の充実を図り、事業実施による新規利用者の拡大に努めながら、図書館職員、読書ボランティアグループ等の育成、スキルアップを図り、情報センターとしての機能を高め、図書館サービスの向上を目指します。

<具体的な施策>

- ◎ 親子20分間運動（読み聞かせ運動）等の啓発・実践
- ◎ ブックスタート事業（入学時に図書を贈る）の充実
- ◎ 親子読書会の育成
- ◎ 施設管理と環境の充実
- ◎ 図書資料の整備と充実
- ◎ 学校との連携
- ◎ 読書ボランティアの育成

5 生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興

(1) 生涯学習活動の充実

「いつでも、どこでも、だれでも・いつまでも」学習できるよう町民の学習ニーズに対応できる体制を整備し、学校や地域、家庭、ボランティア団体とともに支援していきます。

<具体的な施策>

- ◎ 生涯学習団体の育成と支援による学習機会の拡充
- ◎ 「生涯学習の事業案内」による各種講座等の紹介
- ◎ 学習の成果を披露・発表する機会の充実

(2) 生涯学習指導者の人材の確保・育成

豊富な経験や技術をもった指導者をはじめ、町民の多様な学習ニーズを支援する生涯学習プログラム開発のための専門的な知識や技術をもった人材の確保・育成を図ります。

<具体的な施策>

- ◎ 社会教育主事の養成
- ◎ 生涯学習指導者の育成
- ◎ 生涯学習指導者名簿の作成

(3) 生涯スポーツの推進

地域における青少年健全育成、地域の連帯感高揚や活性化を図るために、スポーツ・レクリエーションの情報提供に努めるとともに、さらに、活動を推進します。

併せて、地域住民に身近な学校体育施設を開放し、スポーツを通じた仲間づくり、健康づくりの場として活用を図ります。

<具体的な施策>

- ◎ インターネット等を利用したスポーツ・レクリエーション情報の収集と広報紙等を通じた町民への積極的提供
- ◎ 各種スポーツ教室の開催及びニュースポーツの紹介と普及
- ◎ 各種スポーツ団体の育成・充実
- ◎ 救急処置等講習会の開催やスポーツ安全保険の加入促進
- ◎ 学校体育施設の利用と促進

(4) 競技力向上の推進

地区大会、県大会等への選手派遣を促進し、県又は九州等の代表として出場する選手・チームに対し支援をします。

<具体的な施策>

- ◎ 県民スポーツ大会・県下一周駅伝・県地区対抗女子駅伝等への支援
- ◎ 各種大会の運営補助金や競技会等参加費の助成
- ◎ 強化選手等に対する体育施設の開放
- ◎ スポーツ振興基金による助成

(5) 社会体育指導体制の充実

地域のリーダーとなる社会体育指導者の育成と指導体制確立のため、スポーツ推進委員をはじめ、各種競技団体役員等を対象に、地区・県等の研修会への積極的参加を奨励するとともに、安全対策の指導に努めます。

<具体的な施策>

- ◎ 各種研修会等への積極的な参加の奨励
- ◎ 有資格指導者等の資質向上及び地域指導者としての活用

(6) 社会体育施設・設備の整備とその活用

多様化する町民の健康やスポーツに対するニーズに対応できるよう、地域住民の身近な生涯スポーツの拠点として、施設・設備の計画的な整備や維持補修及び安全面等に配慮しながら、その効果的な活用を図ります。さらに、県・地区大会及び各種スポーツイベントの誘致や開催、高校・大学等の合宿誘致に努め、社会体育施設の有効活用を図ります。

<具体的な施策>

- ◎ 県・地区大会及び各種スポーツイベントの誘致や開催の推進
- ◎ 総合運動公園の整備・充実

(7) 青少年教育の充実

学校・家庭・地域社会が一体となって子供たちの生きる力を育むことができるよう、それぞれの教育力の活性化を推進します。特に、青少年育成の日「第3土曜日」の子供会活動の充実など、地域で子供を育む体制づくりに努めるとともに、各種事業を通して子供自ら課題を見つけ主体的に判断し問題を解決する力や、他者を思いやる心、感動する心、豊かな人間性とたくましく生きるための健康や体力を育み、心豊かな青少年の育成に努めます。

<具体的な施策>

- ◎ 「学校応援団事業」の実施
- ◎ 様々な体験活動の機会や場の確保
- ◎ 地域ぐるみで「青少年育成の日」の実践

(8) 社会教育関係団体の育成

青少年育成推進協議会、子ども会育成連絡協議会、PTA連絡協議会、女性団体連絡協議会などの各団体の組織強化を図り、それぞれ充実した活動がなされるよう支援します。

<具体的な施策>

- ◎ 各種団体活動の支援
- ◎ 社会教育指導者養成事業への参加推進
- ◎ 生涯学習フェスタ、子育てセミナーへの参加促進

(9) 文化財の保存・活用

有形文化財等について、破損や消滅を防止するため、寄贈や寄託等の働きかけを行うとともに、文化財意識の高揚を図るため、適切な保存に努めます。埋蔵文化財については、関係機関と調整しながら保護と普及・啓発に努めます。

<具体的な施策>

- ◎ 標柱や説明板の計画的な整備
- ◎ 文化財を活用した事業の実施
- ◎ 郷土芸能の保存と継承の支援

(10) 芸術・文化活動の推進

優れた芸術・文化に接する機会を拡充するため、文化ホールを利用した自主文化事業を開催し、町民の文化活動への参加を促進します。なお、自主文

化事業については、近隣市町や公共的団体等と連携を図るとともに、事業の共催についても検討します。また、芸術・文化活動を行っている人たちに、その成果の発表の場を提供し、町民文化の向上を図ります。

<具体的な施策>

- ◎ 地方では鑑賞の機会が少ない舞台芸術の実施
- ◎ 文化活動を行う団体の支援
- ◎ 文化祭等の文化活動の発表の場の提供

(11) 文化施設の機能維持と活用

文化ホール、歴史民俗資料館等の文化施設を地域文化活動の拠点として位置付け、施設機能の環境整備と活用に努めます。また、各文化施設の収蔵品等を整理・分類して、各施設に分野ごとに展示し、収蔵品等の有効活用を図るとともに、各施設の個性や特徴を生かした企画展の実施を推進し、効率的な運営を図る。

<具体的な施策>

- ◎ 文化ホールの機能保持及び向上
- ◎ 学校との連携を図った利用促進や情報の提供
- ◎ 歴史民俗資料館と学校との連携を図った利用促進や情報提供

資料編

- ◎ 長島町教育振興基本計画検討委員会設置要項
- ◎ 長島町教育振興基本計画検討委員会委員等名簿
- ◎ 用語解説

長島町教育振興基本計画検討委員会設置要項

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、本町の実情に応じた教育振興の施策に関する基本計画の策定（仮称：長島町教育振興基本計画）を検討するため、長島町教育振興基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、長島町教育委員会教育長（以下「教育長」という。）から諮問された事項を審議し、その結果を教育長に答申する。

(組織)

第3条 委員会は、20人以内の委員で組織する。

2 委員は、教育について識見を有する者のうちから、教育長が委嘱する。

3 委員の任期は、委員会における審議結果を教育長に答申するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に、会長副会長を各一人置き、委員会を代表する。

2 会長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会長は会議の議長となり、議事を整理する。

4 会長は、審議のため必要があると認めるときは、関係職員その他会長が適当と認める者を会議に出席させ、関係事務について説明させ、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、学校教育課に於いて処理する。

(委任)

第7条 この告示に定められたもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

長島町教育振興基本計画検討委員会委員等名簿

部 会 名	所 属 名	氏 名
学校教育部会	長島町校長協会 会長	松 本 浩 輔
	長島町校長協会 副会長	西 元 ひとみ
	町立幼稚園教諭 代表	豎 道 美 和
	町PTA連絡協議会 会長	上 田 穂 積
	自治公民館連絡協議会 会長	小 川 武 男
	幼児教育関係者	久 保 祐 紀
	長島町教頭会（中学校部会）	緒 方 明 美
	長島町教頭会（小学校部会）	古 川 勝
社会教育部会 (スポーツ・文化)	長島町校長協会（中学校部会）	肱 岡 博 史
	長島町教頭会（小学校部会）	佐 潟 敏 美
	町子ども会育成連絡協議会 会長	岩 塚 泰 樹
	町スポーツ協会 会長	浜 健 男
	社会教育課 課長	脇 田 高 洋
	社会教育課 課長補佐	小 城 忠 弘
	長島町教頭会（中学校部会）	山 崎 真 織
事 務 局	学校教育課 課長	宇治野 裕 樹
	学校教育課 課長補佐兼指導係長	山 川 素 生
	教育総務課 課長	瀬ノ口 政 輝

用語解説

あ行

移行支援シート

特別な支援を必要とする幼児児童生徒が幼稚園・保育所等から小学校へ、小学校から中学校へ、また中学校から高等学校へ就学、進学するときの移行期には、環境等の変化も伴うため丁寧な引継ぎが必要です。それまでの学校や園で取り組まれてきた必要な支援や効果的な取組、配慮すべき点などを関わる学校（園）同士で、保護者と共に理解し合い、情報を共有して、スムーズな移行支援、一貫した支援体制の構築のためのツールとして、「移行支援シート」があります。

いじめ防止対策推進法

子供たちの間で起きているいじめの問題に対し、社会全体で向き合い、適切に対処していくため基本的な理念や体制を定めた法律です。平成25年6月、文部科学省によって制定され、同年9月に施行されました。

いじめ対策専門委員会

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき、本町が設置する学校における、いじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、長島町教育委員会に附属機関として、長島町いじめ対策専門委員会を置く。

いじめ防止対策連絡協議会

地方公共団体がいじめ防止対策推進法に基づいて地方いじめ防止基本方針の策定とともに設置するものです。さらに、学校ごとにいじめ防止のための対策組織も設置されています。

ウェルビーイング（教育）

生徒が幸福で充実した人生を送るために必要な、「心理的、認知的、社会的、身体的な働きと潜在能力」のことです。

か行

かごしま未来創造ビジョン

かごしま未来創造ビジョンは、おおむね10年という中長期的な観点から、鹿児島を目指すべき姿や施策展開の基本方向等を示すものであり、県政全般にわたって最も基本となるものです。

学習指導要領

全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省では、学校教育法等に基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準を定めています。

危険予防訓練（KYT）

危険予知訓練は、職場や作業の状況のなかにひそむ危険要因とそれが引き起こす現象を、職場や作業の状況を描いたイラストシートを使って、また、現場で実際に作業をさせたり、作業してみせたりしながら、小集団で話し合い、考え合い、分かり合って、危険のポイントや重点実施項目を指差唱和・指差呼称で確認して、行動する前に解決する訓練です。危険予知訓練は、危険（キケン、Kiken）のK、予知（ヨチ、Yochi）のY、トレーニング（トレーニング、Training）のTをとって、KYTとといいます。

キャリア教育

人が生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分との関係を見いだしていく連なりや積み重ねが、「キャリア」であるとされています。一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育が「キャリア教育」です。

キャリアパスポート

児童生徒が学校生活におけるキャリア教育を通じた学びを記入し、その足跡を振り返りながら社会生活へつながる気づきを得ていくものです。児童生徒に活用を促すことはもちろん、教員や保護者がキャリア・パスポートを通じて児童生徒のことを知ろうとする姿勢も、成長を助けることにつながります。

教育デジタルトランスフォーメーション（DX）

「学校が、デジタル技術を活用して、カリキュラムや学習のあり方を革新するとともに、教職員の業務や組織、プロセス、学校文化を革新し、時代に対応した教育を確立すること」です。単にアナログなものをデジタルに置き換えるという「デジタル化」ではなく、教育や学校に変容、変革を起こすことが不可欠な要素です。

子育てセミナー

子供たちの健やかな成長を願い、地域の教育力向上・親力を磨くことが目的です。幼保子ども園・育成会・各団体、そして、子育てに関わりや関心のある数人の仲間が集まって開催することができます。

子ども会育成連絡協議会

地域の子供たちをみんなで育てていくという考えのもと、友だちだけではなく、年下に優しく、年上に協力できる子、さらには大人とコミュニケーションがとれる子を育てていくために活動している町内子ども会により構成されている団体です。

さ行

施設一体型の小中一貫校

初等教育（一般の小学校で行われている教育）と前期中等教育（一般の中学校で行われている教育）の課程を調整し、一貫性を持たせた体系的な学校制度のことである。また、これを行っている学校を小中一貫校という。

施設一体型：同一の校舎内に小学校および中学校の全学年（9学年）があり、組織・運営ともに一体的に小中一貫教育を行う。学校施設は、新規に施設を建設し、または既存の施設を改築する必要がある。組織運営は、小中学校の教育職員が一体となって教育活動を実施する。

社会教育主事

都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担います。また、社会教育主事補は、社会教育主事の職務を補助する役割を担います。

小1プロブレム

小学校に上がったときに環境に適応できず、子供側に起こるさまざまな問題や、その子供たちの行動により、集団形成が成り立たなくなる状態。

生涯学習

一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられます。

情報機器端末（タブレット）

デバイス単体で動作が可能な端末のことです。パソコンやスマートフォン、タブレットのように、CPUやメモリが内蔵されているものや、インターネットに繋いで使うことができるものを指します。単に「端末」と呼ばれることもあります。

女性団体連絡協議会

男女平等の推進、子供の健全育成、高齢化社会への対応、環境、消費生活等の諸活動を通じて、県民に対してよりよい生活と地域の発展に寄与することを目的とする団体です。

人権啓発活動

法務省の人権擁護機関では、国民の皆さん一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうために、シンポジウムの開催、人権に関する冊子や動画の作成、新聞やインターネットを使った広告の実施など、様々な活動を行っています。

スクールカウンセラー（SC）

児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなど、ますます多岐にわたっており、学校の教育相談体制に大きな役割を果たしている。

スクールガード

小・中・義務教育学校及び幼稚園の児童・生徒の通学路及び周辺の巡回や、登下校時の見守り等を行う無償のボランティアです。

スクールソーシャルワーカー（SSW）

児童・生徒が生活のなかで抱えているさまざまな問題の解決を図る専門職です。文部科学省が2008年から導入を開始しました。児童・生徒が抱える問題には、不登校、いじめ、暴力行為、虐待などがあります。

スポーツ振興基金

本町のスポーツ活動の充実と発展に寄与する団体及び個人スポーツ活動充実と発展を促進すると共に、スポーツ施設等を利用した合宿誘致での交流人口の増加や、スポーツ教室の開催によりスポーツ振興に資する活動を適正に実施するため助成金の交付を行っています。

生徒指導提要

小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等について、時代の変化に即して網羅的にまとめ、生徒指導の実践に際し教職員間や学校間で共通理解を図り、組織的・体系的な取組を進めることができるよう、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書として作成したものです。

青少年育成推進協議会

次代を担う青少年が夢と希望を持って自立と自己実現を図るとともに、社会への貢献を果たすよう、青少年の育成及び青少年を取り巻く環境づくりを進めています。

専科加配教諭

一部の教科等について、年間を通じてある学年の全学級を対象に実施するものです。そのために、小・中学校を兼務する教諭や非常勤講師を学校専科加配教諭といいます。

た行

デジタルイゼーション

一連の業務全体を対象とするのではなく、まずは特定の組織や個人の範囲内のアナログ的な作業に対し、デジタル化を推進することを指します。

デジタルライゼーション

デジタル化の意味で、主としてデジタル技術を用いて製品やサービスの付加価値を高めることを指します。アナログで処理されていたものをデジタル化し、従来にはなかった利便性を生み出す、あるいは業務にデジタル技術を取り入れて効率化を図るといった取り組みがデジタルライゼーションと呼ばれます。

デジタルトランスフォーメーション

英語で「変化・変形・変容」を表します。つまり、「デジタル化により社会や生活の形・スタイルが変わること」が、DXの辞書的な意味になります。

特別支援学校

障がい者等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し、自立が図られること」を目的とした日本の学校である。

特別支援教育支援員

幼稚園、小・中学校、高等学校において障がいのある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいの児童生徒に対し学習活動上のサポートを行ったりするため、特別支援教育支援員を配置する。

特別支援教育連携協議会

連携協議会によるネットワークの構築を通して、障がいのある幼児児童生徒にかかわる教育、福祉、医療、保健、労働などの横の連携によるサービスの提供が充実されます。また、障がいのある幼児児童生徒の乳幼児期から学校卒業後までの各段階における、具体的な支援策を引き継いでいくことによって、縦の連携によるサービスの提供が充実されます。このような横と縦の連携が細やかになされていくことで、本人や保護者の相談支援ニーズにこたえられる総合的な支援体制づくりを目指しています。

な行

ニュースポーツ

子供から高齢者までを対象に「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも、気軽に自由に楽しめる」スポーツとして普及しています。競い合うことよりも「楽しむ」ことが重視され、幅広い年齢層のスポーツライフを豊かにするとして注目されています。

は行

フッ化物洗口

フッ化物（フッ化ナトリウム）の水溶液を用いて、ブクブクうがいを行う方法です。簡便で費用が安く、萌出直後の歯に比較的高い効果が得られることから、学童期を中心とした永久歯のう蝕予防対策として有用な方法です。歯科医師の指導により家庭で行う方法（家庭応用）と、保育園・幼稚園・小中学校などの施設で集団的に実施する方法（集団応用）があります。

防犯パトロール隊

青色回転灯を搭載した市民安全指導車により、町内の巡回パトロールを実施し、空き巣や車上ねらい、ひったくりなど、住民の身近で発生している犯罪に対する抑止力を高め、犯罪を未然に防止することを目的としています。

ま行

学びの架け橋プログラム

子供に関わる大人が立場を越えて連携し、架け橋期（義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間）にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人一人の多様性に配慮した上で全ての子供に学びや生活の基盤を育むことを目指すものです。

ら行

連携型の小中一貫校

初等教育（一般の小学校で行われている教育）と前期中等教育（一般の中学校で行われている教育）の課程を調整し、一貫性を持たせた体系的な学校制度のことである。また、これを行っている学校を小中一貫校という。

連携型：離れた場所にある小学校及び中学校で、教育課程および教育目標に一貫性をもたせる。小中学校で互いに連携を図りながら教育活動を実施する。

アルファベット

G I G Aスクール構想

2019年（令和元年）に開始された、全国の児童・生徒1人に1台のコンピューターと高速ネットワークを整備する文部科学省の取り組み。「GIGA」は「Global and Innovation Gateway for All（全ての児童・生徒のための世界につながる革新的な扉）」を意味する。

I C T

ICTとは「Information and Communication Technology」の略で、「情報通信技術」を意味します。ただし、情報処理や通信技術そのものだけでなく、通信機器やソフトウェア、それを活用した多様なサービスの総称としても使われます。

N P O

「NPO」とは「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称です。したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることとなります。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人（NPO法人）」と言います。NPOは法人格の有無を問わず、様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。

P l a n t

「全国教員研修プラットフォーム（Plant：（呼称）プラント）」とは令和6年度から文科省が稼働させる、研修受講と研修履歴記録が一体になった新しいシステムのことです。このシステムにより、所管によってバラバラだった研修の申込や受講の確認等がワンストップで受講者本人が行えるようになります。

P T A 連絡協議会

小・中・高等学校及び特別支援学校の保護者と教師が一致協力して教育活動を進める民主的な団体として、児童生徒の健全な育成を目指し、生涯学習の観点に立った諸活動を展開する。

S E T 加配教諭

S E T（Super English Teacher）加配は人員増の加配。学習指導面において特に優れた指導力を有し、その実践的指導力に基づき他の教員を指導し助言する教員のことです。優れた指導力を有するスーパーティーチャーが自校だけでなく、他校の教員に対して日常的に教育の指導助言や研修を行うことで、町全体の教員の指導力向上を図り、児童・生徒の学力向上につなげることを目的としています。